

資料 1

第3回飯能市水道事業運営審議会

水道料金のあり方

令和7年11月4日

水道事業の運営

1) 水道事業の特色

- ・住民が生活する上で必要不可欠なインフラ
- ・市町村経営が原則、経営には大臣の認可が必要
- ・極めて高い公共性

➢ 水道法、地方公営企業法、その他関係法令に規定



水道サービスの水準と料金は、適正な水準で適正な対価により継続的なサービスの提供を実施することが課せられている。

2) 経営の基本原則

《基本原則》

常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない
(地方公営企業法第3条)

《目的》

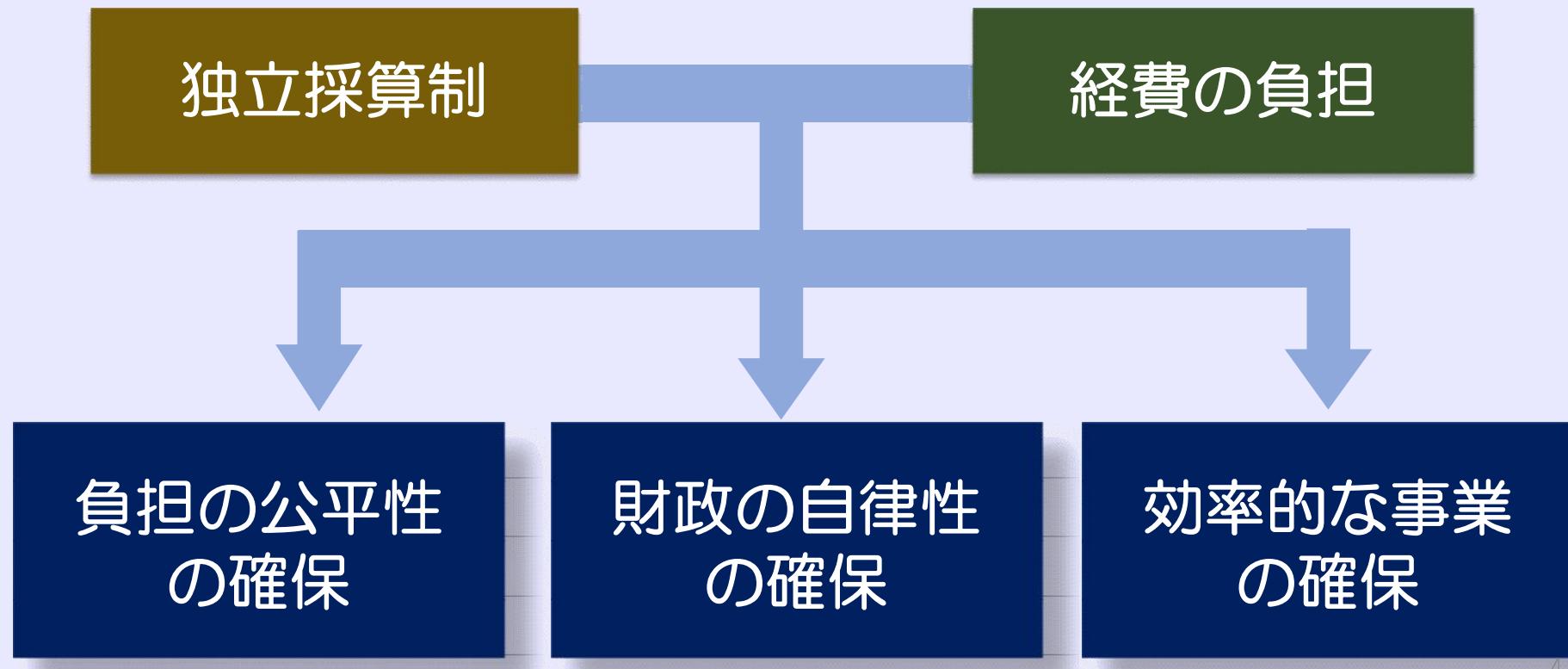
清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること (水道法第1条)



基本原則、目的に基づき経営

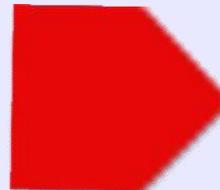
3) 独立採算制

地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない
(地方公営企業法第17条の2)



4) 経費の負担の原則

その性質上当該地方公営企業の経営に伴う
収入をもって充てることが適当でない経費
(地方公営企業法第17条の2第1項第1号)



行政経費

当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
(地方公営企業法第17条の2第1項第2号)



不採算経費

水道料金の決定原則

公正妥当性

- ・適正なサービス水準
- ・公平な料金体系

適正な原価

- ・原価主義

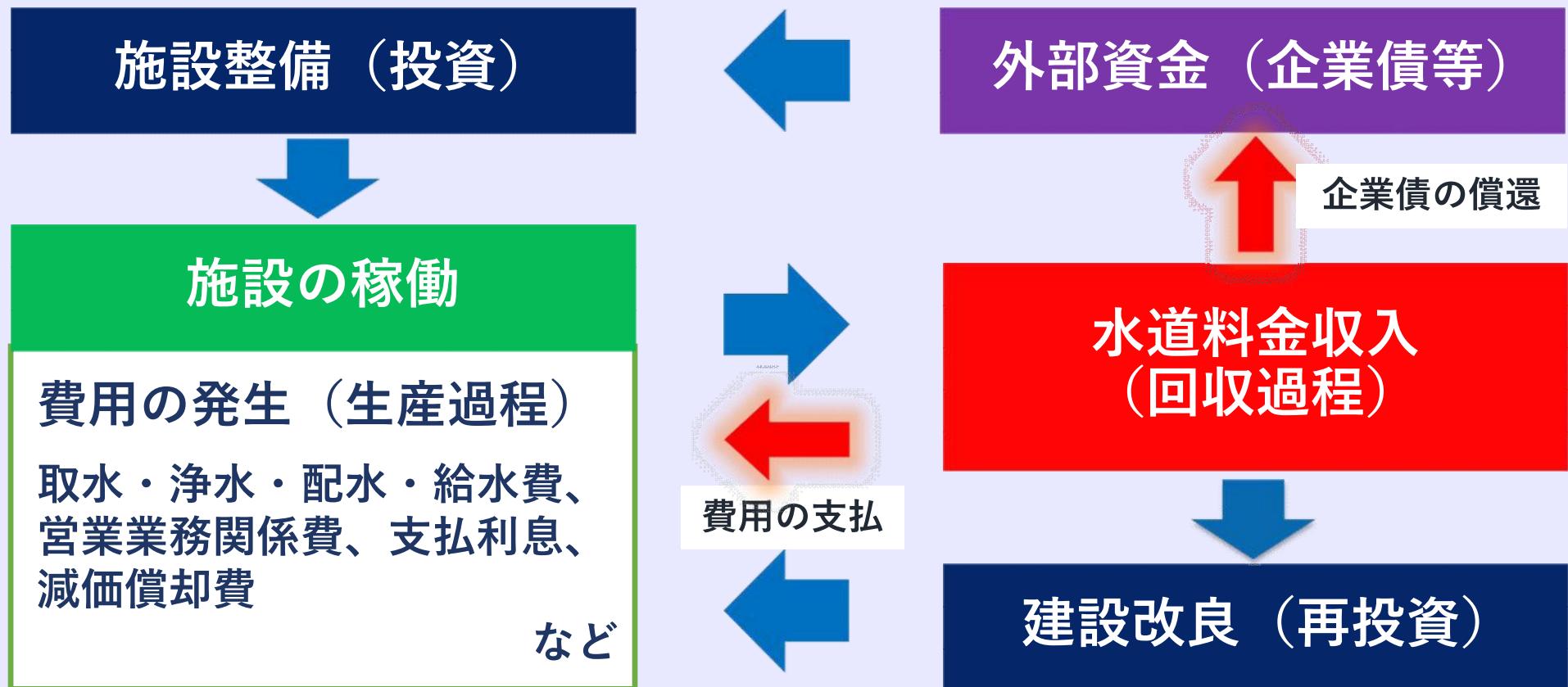
（総括原価（料金水準）
個別原価（料金体系））

健全運営の確保

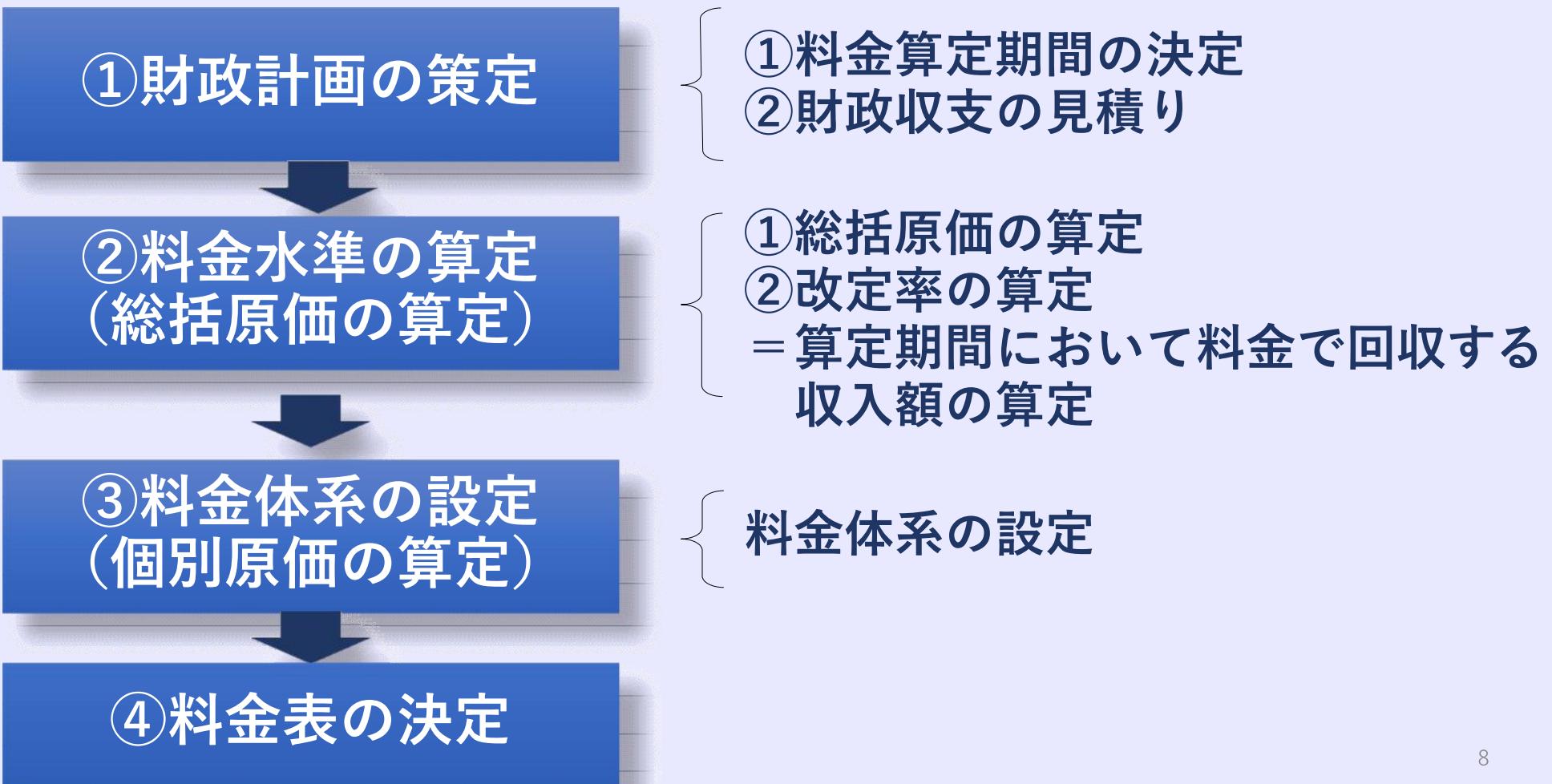
- ・資産維持費

資本の循環と資本維持

(健全な運営の確保)



水道料金のプロセス



料金水準と料金体系

料金水準

料金算定期間における総料金収入額
(料金として回収すべき総原価)

料金体系

総料金収入額を個々の水道使用者に
配分する方法
(徴収すべき個別の原価)

料金水準（総括原価）の算定

※水道料金算定要領（令和7年2月）（日本水道協会）に基づく方法



【算定要領】 資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率 (3%を標準)

対象資産：償却資産の料金算定期間の期首及び期末の平均残高
(遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産)

資産維持費の算定方法

資産維持費

給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために必要な経費として料金を算入し、料金収入から所用額の積み立てを行い、将来の施設建設、改良、及び再構築等に充当するもの。

資産維持費

=

対象資産

×

資産維持率

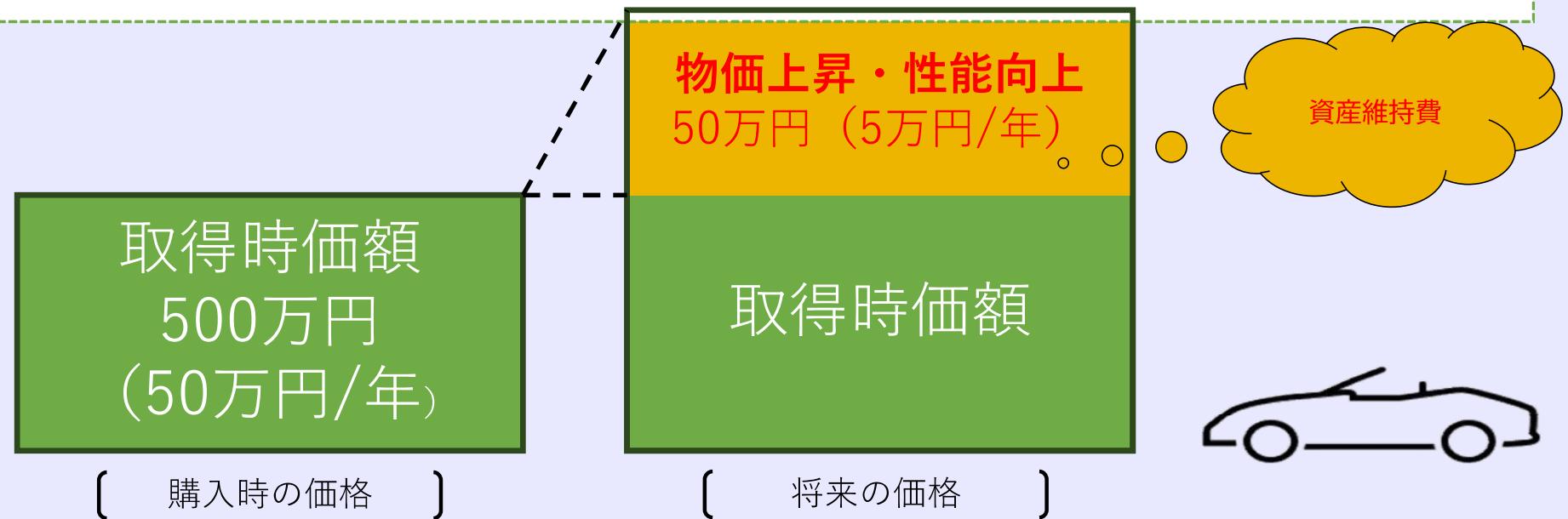
対象資産：減価償却資産の料金算定期間の期首及び期末の平均残高
(将来的にも維持すべきと判断される減価償却資産)

資産維持率：3%を標準とし各水道事業の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定

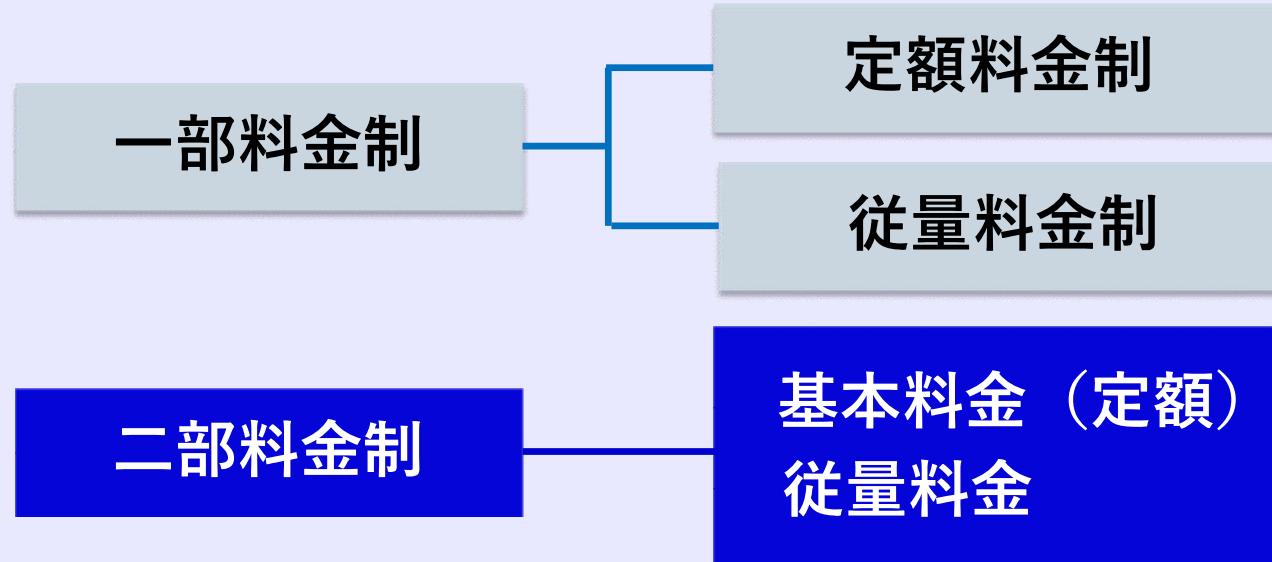
6-2. 料金水準の算定（総括原価の算定） ※前回資料から

資産維持費のイメージ

例) 500万円で車を購入し、10年後に新車を購入するため貯金することとした。
10年後に価格10%UP（物価上昇と性能向上）分を考慮して550万円を貯蓄す
るとした場合、50万円が資産維持費となる。



原価と料金体系

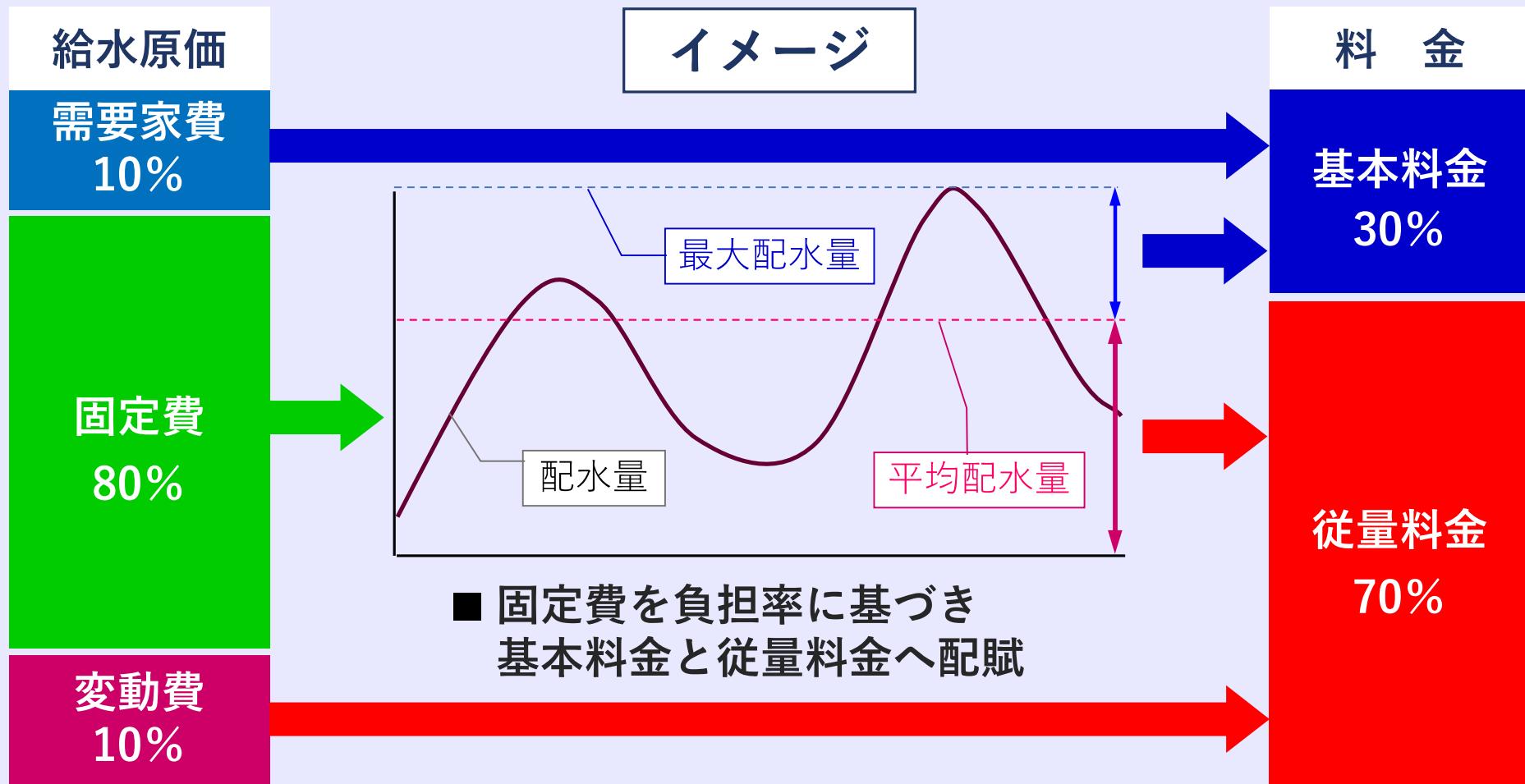


種別	定義	対象となる経費
基本料金	使用水量の有無に関わらず水道メータ一口径や用途に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	水道メーター設置費、検針徴収経費等
従量料金	使用水量に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	動力費、薬品費等

原価の分解

費目	定義
需要家費	水道使用量とは関係なく、 水道使用者の存在により必要とされる固定的経費 ■水道メーターや検針・徴収関係費
固定費	水道使用量とは関係なく、 水道使用者の存在に伴い固定的に必要とされる経費 ■施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等
変動費	水道の実際の使用に伴い発生する経費 ■薬品費（塩素消毒等）、動力費（取水や配水する電気代）等

固定費の配分方法



埼玉県内における水道料金の格差①

口径13mm 1ヶ月20m³の家庭用料金(税込み (%))：令和5年4月1日現在

最高料金	最低料金
ときがわ町 4,147円	戸田市 1,749円
越生町 3,465円	和光市 1,830円
秩父広域市町村圏組合 3,388円	嵐山町 1,897円
さいたま市 3,289円	本庄市 1,903円
桶川北本水道企業団 3,223円	東松山市 1,925円

最大格差 2.4倍

(ときがわ町4,147円／戸田市1,749円)

飯能市の水道料金は ① (令和5年4月1日現在)

飯能市の1ヶ月 20m^3 （口径13mm）の家庭用料金 **2,255円**

飯能市との比較

- ・埼玉県平均 2,586円 > △331円 ($\triangle 12.8\%$)
- ・ダイアプラン5市最高料金 2,420円 (入間市)
- ・ ノ 最低料金 2,134円 (所沢市)
- ・ ノ 平均 2,252円 < 3円

➢ 県平均より安価！ダイアではほぼ平均！

※ダイアプラン5市・・・埼玉県西部地域まちづくり協議会（所沢市、日高市、狭山市、入間市、飯能市）に所属する近隣5自治体の総称

埼玉県内における水道料金の格差②

口径20mm 1ヶ月20m³の家庭用料金 (税込み(%)、令和6年4月1日現在)

最高料金	最低料金
寄居町 7,508円	嵐山町 1,898円
ときがわ町 5,038円	東松山市 1,925円
秩父広域市町村圏組合 4,323円	和光市 1,988円
越生町 4,070円	川島町 2,028円
白岡市 3,223円	戸田市 2,057円

最大格差 約4倍

(寄居町7,508円／嵐山町1,898円)

飯能市の水道料金は ② (令和6年4月1日現在)

飯能市の 1ヶ月 $20m^3$ (口径20mm) の家庭用料金 **2,695円**

飯能市との比較

- ・ 埼玉県平均 2,815円 > △120円 ($\triangle 4.4\%$)
- ・ ダイアプラン5市最高料金 2,695円 (飯能市)
- ・ ノ 最低料金 2,332円 (所沢市)
- ・ ノ 平均 2,490円 < 324円

➤ 県平均より安価！ダイアでは最高料金！

※ダイアプラン5市・・・埼玉県西部地域まちづくり協議会（所沢市、日高市、狭山市、入間市、飯能市）に所属する近隣5自治体の総称

料金改定の状況（令和8年予定）

事業体	現在の料金	改定率	備考
日高市	2,200円	平均25.0%	
所沢市	2,134円	平均24.2%	審議会答申
秩父広域	2,310円	平均36.1%	
川口市	2,849円	平均26.7%	審議会答申
滑川町	2,310円	平均30.0%	審議会答申
幸手市	2,640円	平均34.3%	審議会答申

※「現在の料金」は、1か月20m³使用時（口径13mm）。消費税含む

料金比較（改定前・後）

※令和8年4月改定（予定）

○日高市：2,200円 ⇒ 2,651円（改定率20.5%）

○所沢市：2,134円 ⇒ 2,717円（改定率27.3%）

○川口市：2,849円 ⇒ 3,663円（改定率28.6%）

参考（令和7年4月改定）

○戸田市：1,749円 ⇒ 2,310円（改定率32.0%）

○本庄市：1,903円 ⇒ 2,739円（改定率43.9%）

※料金は、1か月20m³使用時（口径13mm）消費税含む

埼玉県内の料金体系の配賦

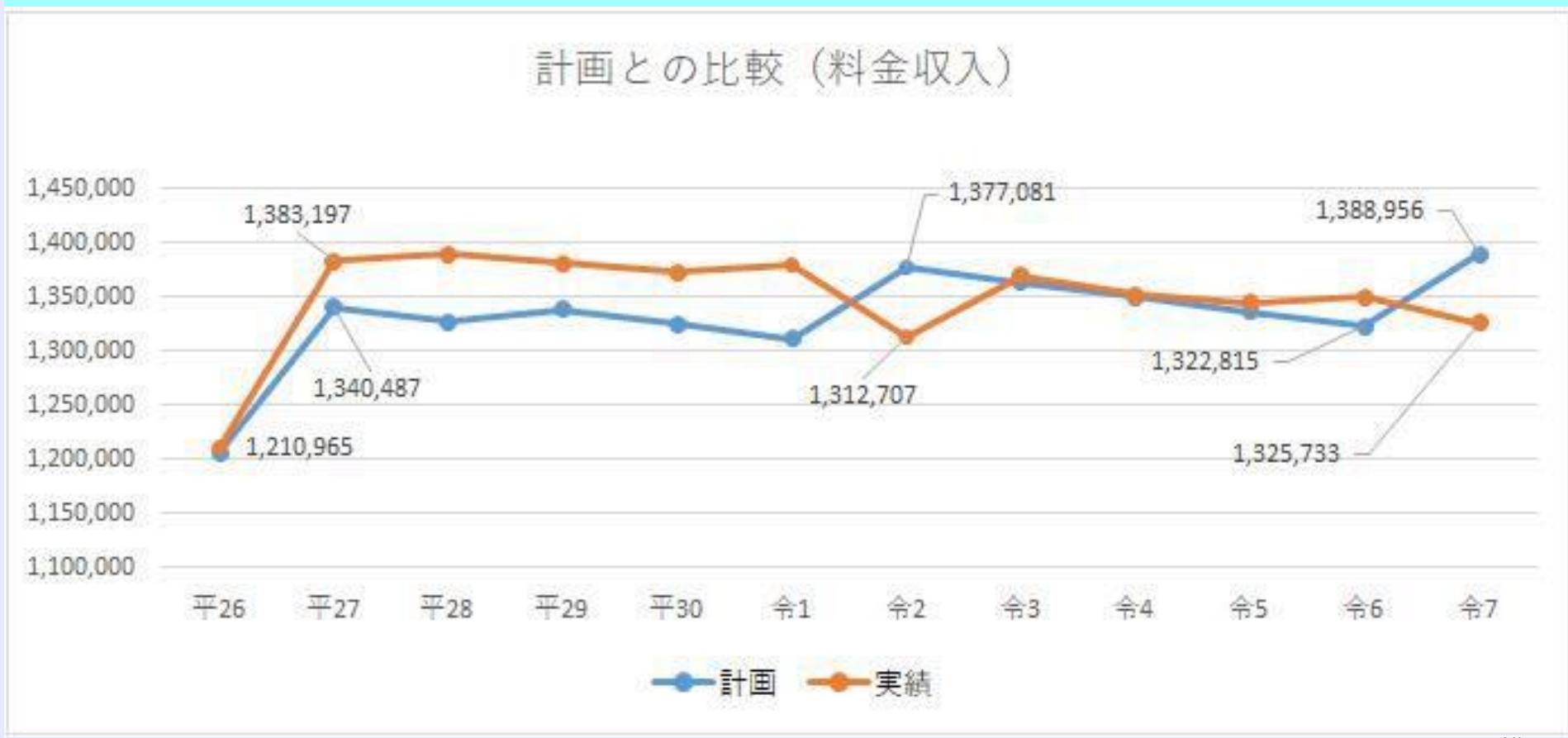
基本料金 ↑			従量料金 ↑		
	基本料金	従量料金		基本料金	従量料金
越生町	54.96%	45.04%	鳩山町	9.70%	90.30%
富士見市	45.00%	55.00%	入間市	12.80%	87.20%
和光市	43.38%	56.62%	加須市	13.02%	86.98%
白岡市	42.96%	57.04%	嵐山町	13.19%	86.81%
行田市	42.47%	57.53%	美里町	13.84%	86.16%

(令和5年度)

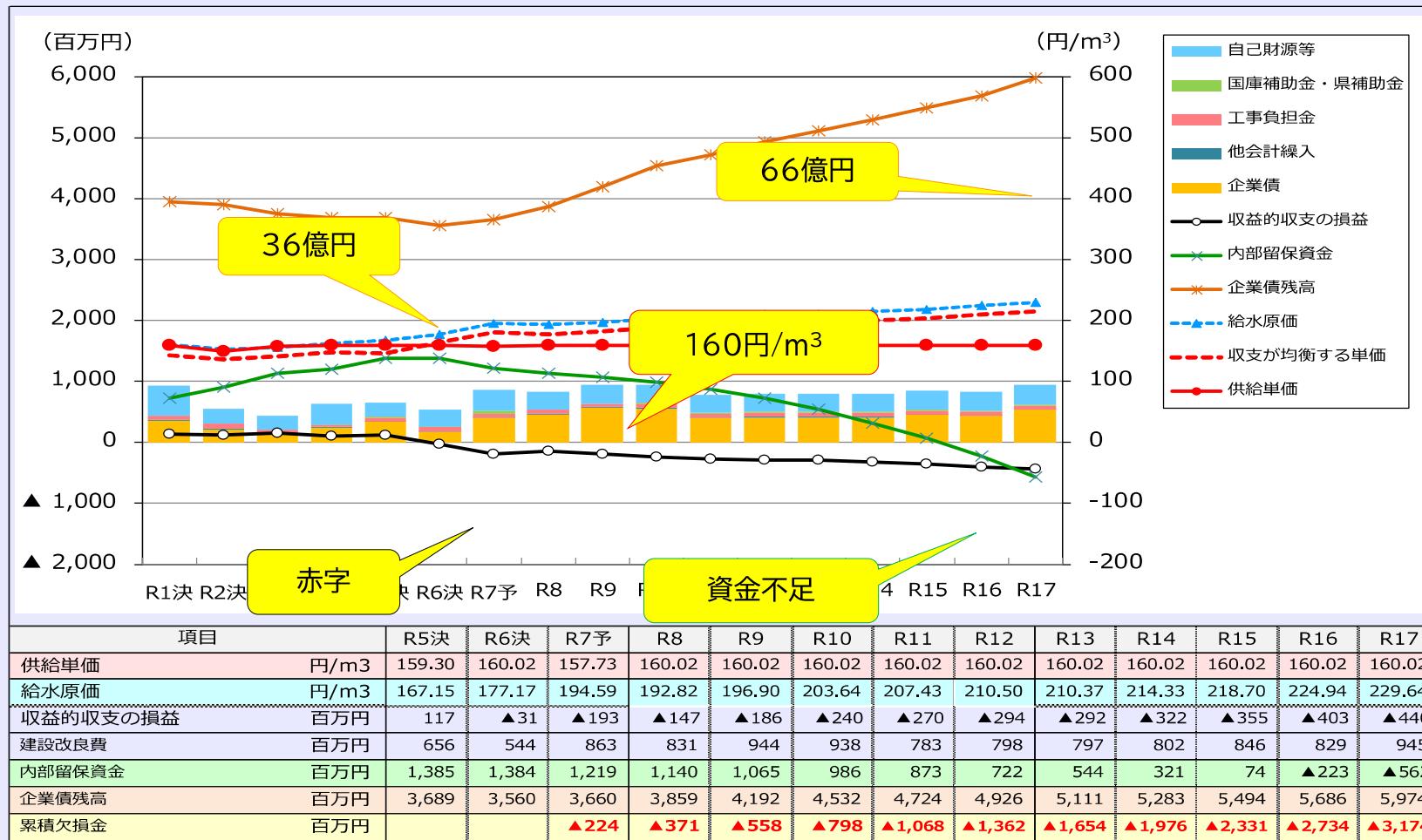
ダイア5市の料金体系の配賦

	基本料金	従量料金	料金改定
所沢市	17.80%	82.20%	令和8年4月
狭山市	21.48%	78.52%	令和8年10月
入間市	12.80%	87.20%	令和8年10月
日高市	27.26%	72.74%	令和8年4月
飯能市	28.32%	71.68%	令和9年4月

現ビジョン料金収入計画



現行料金における財政シミュレーション ※前回資料から



まとめ

- ・「水道料金のあり方」として、水道料金の基本的な考え方、飯能市水道事業の料金の特徴を近隣事業体等とも比較して説明させていただきました。
- ・現在の人口減少の時代は、料金収入の増加は望めないため、水道事業経営は大変厳しい状況です。
- ・持続可能な水道事業経営のため、適切な水道料金設定など、安定財源の確保が課題です。